婚姻届の書き方とご注意

婚　姻　届

令和 6 年 4 月 1 日届出

さいたま市〇〇区 長 様

※を参考にしてご記入ください。

字消除
字加入

鉄道一郎 (1)

盆栽 まち (2)

⇑ ⇑ ⇑
訂正が必要なとき
婚姻前の氏で
署名してください (3)

	夫になる人	妻になる人
(よみかた) 氏名	てつどう いちろう 氏 鉄道 名 一郎	ぼんさい 氏 盆栽 名 まち
生年月日	平成10年 1 月 1 日	平成11年 2 月 3 日
住所 (住民登録をしているところ)	埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目 4番4号 常盤マンション101 世帯主の氏名 鉄道 一郎	左に同じ 世帯主の氏名 左に同じ
本籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目 4 ~~番地~~ 番 筆頭者の氏名 鉄道 太郎	埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目 852 ~~番地~~ 番 1 筆頭者の氏名 盆栽 勇
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	父 桜草 太一 / 母 桜草 町子 / 続き柄 長 男	父 盆栽 勇 / 母 盆栽 ゆかり / 続き柄 二 女
(右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)	養父 鉄道 太郎 / 養母 鉄道 良子 / 続き柄 養子	養父 / 養母 / 続き柄 養女
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	☑夫の氏 □妻の氏 / 新本籍 (左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4 ~~番地~~ 番	
(5) 同居を始めたとき	令和 5 年 4 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)	
(6) 初婚・再婚の別	☑初婚 再婚 (□死別 □離別 年 月 日)	☑初婚 再婚 (□死別 □離別 年 月 日)
(7) 同居を始め前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 妻 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 妻 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 妻 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫☑ 妻☑ 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 妻 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 妻 6.仕事をしている者のいない世帯	
(8) 夫妻の職業	(国勢調査の年…令和 年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業	妻の職業
その他		
婚姻前の氏で⇒署名してください⇒ 届出人署名 (※押印は任意)	夫 鉄道 一郎 印	妻 盆栽 まち 印
事件簿番号		

右欄 ※1

右欄 ※2

右欄 ※3

右欄 ※4

連絡先	電話 048 – 000 –0000 自宅・勤務先・携帯

■ 開庁時間外・休日に届け出るときは ■

婚姻は、開庁時間外・休日にも、夜間・休日窓口で届出できます。ただし、届書に不備があるときは、訂正のために区民課にお越しいただいたり、届書をお返ししたりすることがあります。

事前に届書の内容を確認されたい方は、書類一式をご用意の上、区民課にお越しください。

また、住所の変更（本市への転入・転居、市外への転出）や、国民健康保険の手続きは、夜間・休日窓口では取扱えないため、別途、開庁時間内におこなってください。

■ 証人 ■ 成年者2名の署名が必要です。婚姻する方の父母でもかまいません。

	証人	
署名 (※押印は任意)	鉄道 太郎 印	盆栽 ゆかり 印
生年月日	昭和50年 12 月 31 日	昭和50年 5 月 5 日
住所	埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目 4番4号 常盤マンション301	埼玉県さいたま市北区宮原町1丁目 852番地1
本籍	埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目 4 ~~番地~~ 番	埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目 852 ~~番地~~ 番 1

■ 記入例の注意点 ■

※1 開庁時間内に婚姻を届け出る場合で、同時に住所の変更届（本市から市外に転出する場合を除きます。）をする方は、「住所」欄に、新住所・新世帯主を書いてください。

※2 夫婦がこれから称する氏を選んで、☑のようにしるしをつけてください。称する氏の方が、まだ戸籍の筆頭者でない場合、その方を筆頭者とする新しい戸籍がつくられます。その場合、「新本籍」欄には、戸籍をつくりたいところ（本籍）を書いてください。

※3 (6)欄・(7)欄の□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

※4 自宅や携帯など、平日の昼間に連絡がつきやすい電話番号を、必ず書いてください。

■ その他の注意点 ■

※ 届書は、略字で書かず、戸籍に記載されているとおりの字で書いてください。

※ 婚姻する人が未成年者の場合、「父母の同意書」が必要です。

※ 婚姻する人が外国籍の方の場合、本国発行の「婚姻要件具備証明書」などが必要です。くわしくは、区民課にお問い合わせください。

■ 当日の持ち物（おもなもの）■

○ 婚姻届 1通

○ 来庁者の本人確認ができる身分証明書
運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど、官公署が発行した顔写真付のもの。
夫婦となる方のうち、身分証明書をお持ちでなく、本人確認ができなかった方には、後日、届出があったことを郵便でお知らせします。

○ 国民健康保険証 （本市在住の国民健康保険加入者のみ）

○ 前住所地の役場が発行した転出証明書 （届出と同時に転入届をする方のみ）

■ 問い合わせ先（さいたま市の区民課に届け出る場合）■

西区役所	048-622-1111	北区役所	048-653-1111	大宮区役所	048-657-0111
見沼区役所	048-687-1111	中央区役所	048-856-1111	桜区役所	048-858-1111
浦和区役所	048-825-1111	南区役所	048-838-1111	緑区役所	048-874-1111
岩槻区役所	048-790-0111				